

特定帰還居住区域について

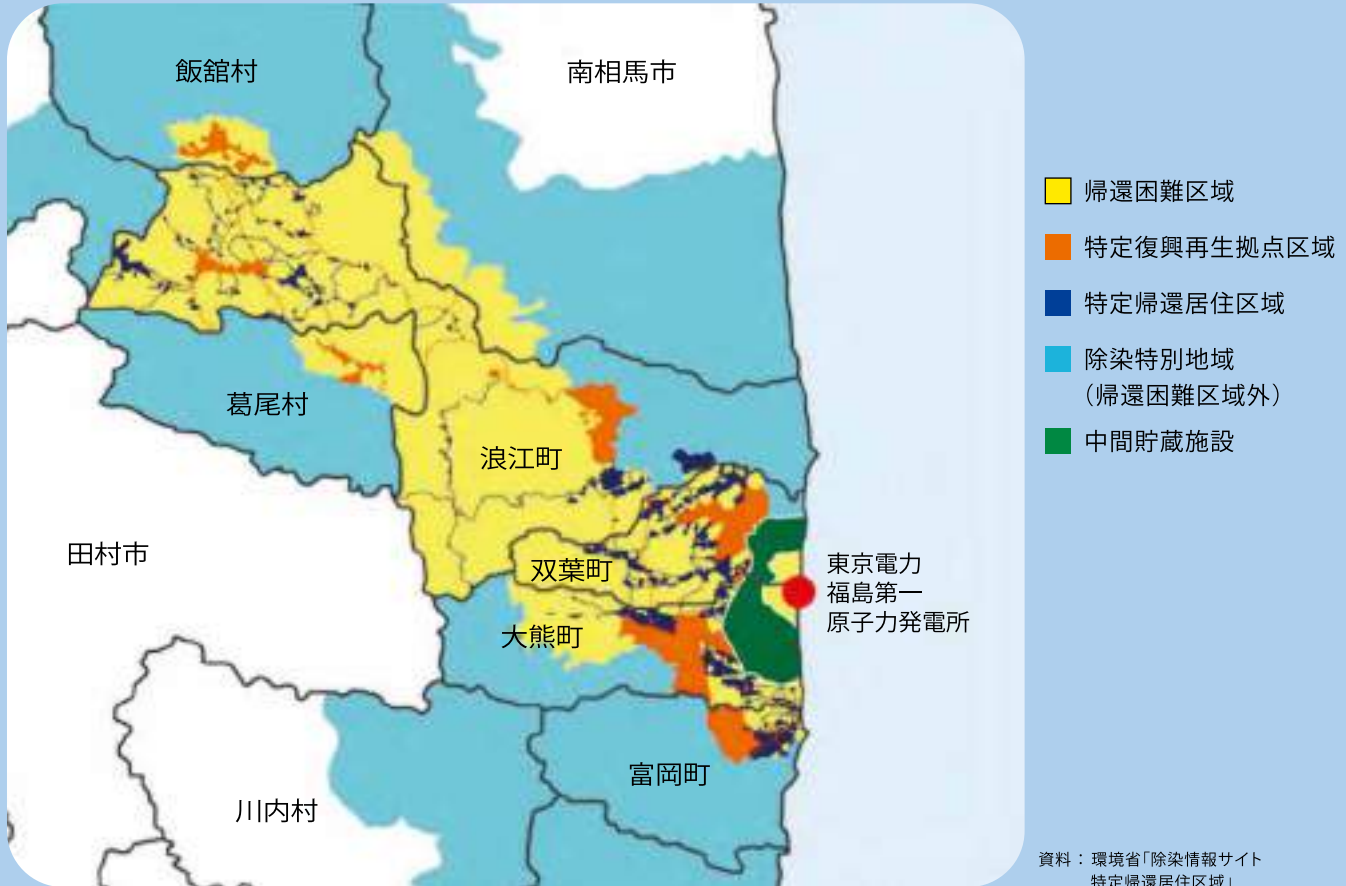
福島復興再生特別措置法の改正（2023年6月）により、帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域外の区域において、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とする「特定帰還居住区域」を設定することが可能となりました。

市町村長は、「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し、当該計画を内閣総理大臣が認定します。当該計画は、

大熊町、双葉町は2023年9月、浪江町は2024年1月、富岡町は同年2月に認定され、復興再生に向けて計画を推進しています。

また、特定帰還居住区域制度に伴い、帰還困難区域内にバリケード等の物理的な防護措置を実施しない区域（立入規制緩和区域）の設定が可能になりました。

特定帰還居住区域の設定状況



避難指示等区域の変遷について

2011年4月23日時点で、避難指示等区域は、福島県の面積の約12%を占めていました。現在は、帰還困難

区域が残っていますが、面積は約2.2%となっています。

2011年4月23日時点



2024年12月27日現在



資料：福島県HP ふくしま復興情報ポータルサイト「避難指示区域及び特定復興再生拠点区域の地図」(2025年1月8日更新)